

令和8年度  
交通空白解消検討業務委託  
仕様書

令和8年4月

静岡県 伊豆市

総合政策部 地域づくり課

# 令和8年度 交通空白解消検討業務委託

## 仕様書

### 第1章 総則

#### (定義)

第1条 この仕様書において、契約に基づき業務を遂行するものを「受託者」という。

#### (適用)

第2条 この仕様書は、伊豆市が委託する「交通空白解消検討業務委託」に適用する。

#### (目的)

第3条 本市では、令和8年度に第3次伊豆市総合計画を策定し、目指すべきまちの形として、「コンパクト&ネットワーク」の推進を前面に打ち出し、まちづくりと一体となった将来にわたって持続可能な交通ネットワークの構築を目指している。

本市における地域ごとの特性や交通手段の現状、今後のまちづくりの方向性を踏まえた上で、鉄道・バス・タクシー・自家用有償運送等の交通手段をその特性に合わせて役割分担し、それらを相互に連携・組み合わせることによる包括的な交通体系の確立に向けた基本計画を平成29年度に策定した。また、当該計画は本市の持続可能な地域公共交通の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通計画」として令和3年度に改訂した。

一方、本市が公共交通施策に投じる費用は年々肥大化しており、路線バスの運行維持にかかる施策が、市の財政状況を圧迫するひとつの要因となっている。

令和6年度に行った、伊豆中学校の開校に向けた通学対応や自主運行バス運行基準（ガイドライン）の評価基準を基にした市内路線バスの再編及び、令和7年度の路線バス再編後の効果検証結果等を踏まえ、本市の現状に即した交通空白地解消を目指し調査検討、実証実験を行うとともに、本市における公共交通や地域交通の進むべき方向性を検討し、令和9年度開始の地域公共交通計画の改訂につなげることを目的とする。

#### (資料の貸与)

第4条 委託者は、本業務の履行にあたり、本業務に必要と認められる次の資料を受託者に貸与するものとする。ただし、それ以外の資料については、受託者の責任において収集するものとする。

(1) 第3次伊豆市総合計画

(2) 伊豆市生活交通ネットワーク形成計画

- (3) 自主運行バス運行基準（ガイドライン）
  - (4) 令和5年度 伊豆市公共交通再編検討業務委託 成果品
  - (5) 令和6年度 公共交通再編検討業務委託 成果品
  - (6) 令和7年度 地域公共交通推進支援業務委託 成果品
- ※(1)～(3)については、伊豆市ホームページにも掲載

## 第2章 業務概要

（業務内容）

第5条 業務内容は以下の下記(1)から(4)に定めるとおりとする。

### (1) 市内公共交通網の現状整理

#### ① 地域公共交通に関する問題点および課題抽出

- ・過年度の分析データを活用するとともに、人流や車両の流動等を用いた需要動向の分析から問題・課題等を整理する。
- ・市内の公共交通の利用実態を把握するためのヒアリングを実施する。
- ・市民が交通空白だと感じている実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施する。
- ・発注者の求めに応じて必要なデータの収集を行う。また、必要に応じて、必要なデータや収集方法について提案を行う。

### (2) 移動サービス等の実証運行準備支援

#### ① 地域公共交通に関わるデータの分析

- ・実績をもとに既存の資料及び独自に入手した資料やその分析および可視化により、検討対象地域の特性やニーズを明らかにする。

#### ② 住民ワークショップの開催

- ・地域住民のワークショップ、勉強会等を開催し、地域にふさわしい持続可能な移動支援サービスについて検討する。

### (3) 実証運行計画案作成、運行支援

- ・実証運行に積極的な地区（モデル地区）において、新たな地域交通を導入し、期限付きの実証運行を実施するとともに、地域交通に特化し、地域が主体となった地域内で完結可能・自立的な公共交通の運営可能性及導入効果を検証する。

### (4) 打合せ協議及び報告書の作成

・本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は、委託者と綿密な連携をとり、適宜、業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。また、主要な打合せには、必ず出席するものとする。

### 第3章 業務成果

(成果品)

第6条 成果品については、次のものを提出するものとする。

- (1) 業務報告書 2部 (カラー)
- (2) 上記の電子データ 一式 (CD-R に記録 Word 及び Excel、PDF 等)
- (3) その他、本市の監督職員が必要と認める書類
- (4) 成果品は、全て本市の所有とし、本市の承認を受けないで他に広報、貸与、使用等をしてはならない。

(秘密の保持)

第7条 受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。

(手直し)

第8条 受託者は計画業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。また、成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合、出典名を報告書に記載すること。

### 第4章 雑則

(その他)

第10条 本仕様書に定めのない事項又は委託内容の変更については、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。